[条例施行規則第64条関係(500トン以上1,000トン未満排出事業者用)]

(様式第34号) (第64条関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

2023 年 7 月 18 日

(宛先) 長野市長 荻原 健司 様

提出者

住 所 長野市柳町18番地 氏 名 中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社長 山下 貴司 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 026-232-9060

長野市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 第79条第2項 の規定により、 2022 年度の 産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事	業	場	Ø	名	称	中部電力パワーグリッド株式会社 長野支社 長野電柱置場
事	業	場 0)所	在	地	長野市青木島綱島小中島775-26
事	業	Ø,) 7	锺	類	3 3:電気業
産業計		物処理 画	型計画(期	におり	ける 間	2022年4月1日~2023年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

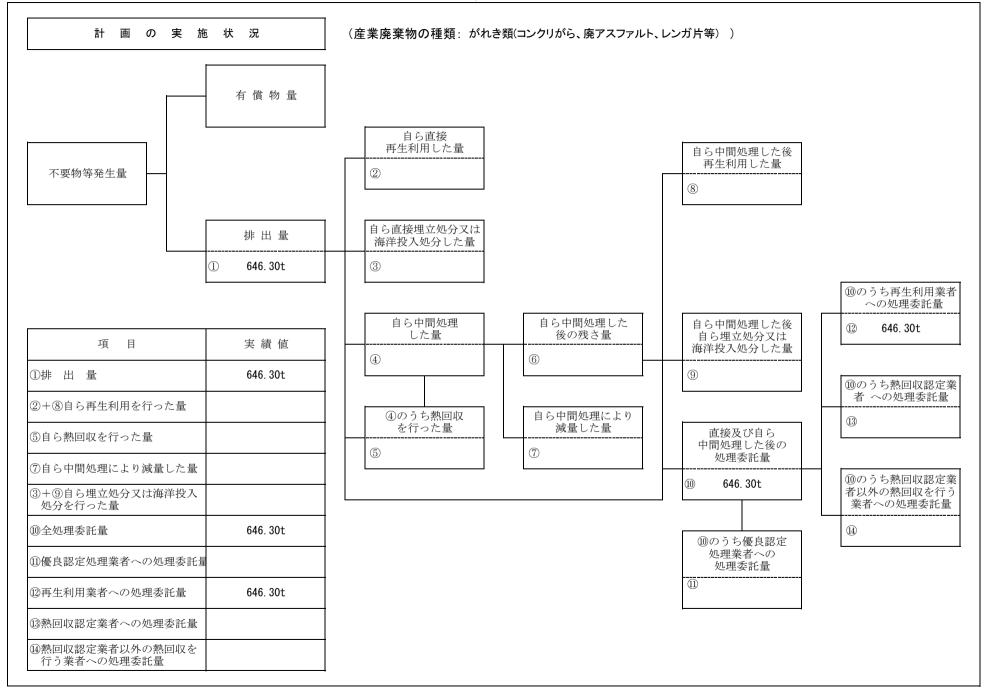
	項目		目 標 値	項目	目 標 値
排	出	量	702. 90t	全 処 理 委 託 量	702. 90t
	う再生利用を行 業 廃 棄 物 の			優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	
	ら熱回収を行業廃棄物の			再生利用業者への 処理委託量	702. 90t
	ら 中 間 処 より減量かの 業 廃 棄 物 の	理る量		認定熱回収業者への 処理委託量	
海洋	ら埋立処分又 羊投入処分を行 業廃棄物の	う		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理 委託 量	

※事務処理欄

産業廃棄物処理計画実施状況(産業廃棄物の実績の量)

		目標値	産業廃棄物の種類(実績値)											
	がれき類(コンクリがら、 廃アスファ												合 計	
排出量	1	702. 90t	646.30t											646. 30t
自ら直接再生利用した量	2													
自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	3													
自ら中間処理した量	4													
④のうち熱回収を行った 量	⑤													
自ら中間処理したのちの 残さ量	6													
自ら中間処理により 減量した量	7													
自ら中間処理したのち 再生利用した量	8													
②+⑧自ら再生利用 を行った量														
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	9													
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量														
直接及び自ら中間処理 したのちの処理委託量	10	702. 90t	646.30t											646. 30t
⑩のうち優良認定処理 業者への処理委託量	11)													
への処理会託軍	12	702. 90t	646.30t											646. 30t
⑩のうち熱回収認定業者 への処理委託量 ⑪のうち熱回収認定業	13)													
者以外の熱回収を行う業者	14)													

[※] 記入に当たっては、「産業廃棄物処理計画実施状況報告書」第3面備考の4を参照してください。



備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①~⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に 掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) (7)欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ④欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への 焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を 記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が12以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業 廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。